

【大島支庁 土木課】

昨年10月の台風26号による大島町、今年8月の広島市など、近年土砂災害対策の重要性が強く求められています。このため、今回は「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」について紹介いたします。

この法律は、土砂災害から生命を守るために、ダムなどのハード対策工事と併せて、土砂災害のおそれのある区域を指定し、警戒避難体制の整備や特定の開発行為の制限、建築物の構造規制などのソフト対策を進めるものです。

指定する区域は、危険度に応じて「警戒区域」と「特別警戒区域」に区分されます。また、指定が必要かどうかの基礎調査および関係機関の意見を反映させながら区域を決め、説明会等により住民に周知していきます。

現在、大島町において平成27年度中の区域指定に向け測量等の基礎調査を始めています。利島村、新島村、神津島村につきましても順次進めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。
